

外出の支援

外出の手助け

1 全身性障害者ガイドヘルパーの派遣

脳性麻痺等による全身性障害のある方にガイドヘルパーを派遣し、病院や公的機関に行く場合などの付添いを行っています(ヘルパーの交通費は負担していただきます)。重複障害者等のため、ヘルパー1人では付添いが困難な方に対しては、必要に応じヘルパーを2人派遣できます。

【対象者】

肢体不自由で身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方で、上下肢または体幹に障害があり、家庭に適切な付添いをする人がいないため、外出・社会参加に支障のある方。

【問合せ先】 仙台市障害者福祉協会【電話】266-0294【FAX】266-0292

2 補助犬の飼料給付

補助犬(介助犬、盲導犬、聴導犬)の飼料の給付を現物により行っています。(年額42,000円以内)

【対象者】 市内に住所を有する身体障害者補助犬の使用方で、市県民税非課税世帯の方

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

交通手段の割引等

1 自動車運転免許取得費用の助成

普通自動車第1種運転免許を初めて取得する場合、またはやむを得ない理由で普通自動車第1種運転免許を失効して再取得した場合、教習を受けるために必要な費用の一部を助成します。免許取得日から30日以内に申請してください。

【対象】 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【助成額】 教習を受けるために要した費用の2/3(限度額10万円)

【所得制限】 障害のある方本人の所得が一定額を超える場合は助成の対象となりません。

【手続きに必要なもの】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑、運転免許証のコピー、免許取得に要した費用に関する書類

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

2 身体障害者自動車改造費用の助成

身体障害のある方が、自ら所有し運転する自動車の改造(操向装置及び駆動装置等の一部改造)に必要な費用を助成します。改造発注前に申請してください。

【助成額】 改造に要した費用(限度額10万円)

【所得制限】 障害のある方本人の所得が一定額を超える場合は助成の対象となりません。

【手続きに必要なもの】

改造発注前:身体障害者手帳、改造を行う業者の見積書、改造箇所の図面

改造後:自動車改造費の明細書、車検証のコピー、自動車検査証記録事項(電子車検証の場合)、
印鑑

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

3 交通費助成

各種障害者手帳をお持ちで、障害の等級・程度の要件に該当する方は、下記①～③からいずれか1つの利用券を選んでご利用いただけます。また70歳以上の方は、敬老乗車証と各障害者交通費助成からいずれか1つを選択していただきます。(両方の利用は不可。)

※ 所得による制限があります。転入者等、税情報が確認できない場合は所得証明等を提出していただきます。

【利用券】

① ふれあい乗車証	市バス、宮城交通バス、地下鉄の市内区間を無料で利用できるICカード方式の乗車証を交付します。
② 福祉タクシー利用券	年間助成額を 30,000 円とし、1枚 500 円の利用券を60枚交付します。(申請月により減額有)
③ 自家用車燃料費助成	年間助成額を 30,000 円とし、1枚 1,000 円の利用券を30枚交付します。(申請月により減額有)

【対 象】

利用券	障害要件等	所得制限
①ふれあい乗車証	(1) 身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方 (対象部位が対象等級であることが必要です。) ・身障手帳1級:障害部位に関係なく1障害1級である方 ・身障手帳2級:視覚・聴覚・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 ・身障手帳3級:(ア) 下肢・体幹・移動機能障害のある方 (イ) 内部機能障害のある方のうち車椅子を使用している方または在宅酸素療法を実施している方 ・身障手帳4級:下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方のうち車椅子を使用している方または在宅酸素療法を実施している方 (2)療育手帳をお持ちの方 (3)精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	利用する障害のある方本人の所得が一定額以下の方
②福祉タクシー利用券	(1)身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方 (対象部位が対象等級であることが必要です。) ・身障手帳1級:視覚・上肢・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 ・身障手帳2級:視覚・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 ・身障手帳3・4級:下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方のうち車椅子を使用している方または在宅酸素療法を実施している方 (2)療育手帳 A をお持ちの方 (3)精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの方	・20歳以上 →利用する障害のある方本人の所得が一定額以下の方 ・20歳未満 →利用する障害のある方の保護者の所得が一定額以下の方

利用券	障害要件等	所得制限
③自家用車燃料費助成券	② 福祉タクシー利用券の交付対象でかつ、次のいずれかの条件を満たす方 (ア) 障害のある方本人が所有する車を本人が運転すること (イ) 障害のある方本人が所有する車を同居の家族が運転すること (ウ) 同居の家族所有の車を同居の家族が運転する場合は、身体障害者手帳をお持ちの方で18歳未満の方、療育手帳Aをお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方に限ります。 ※ 施設入所者は対象から除きます。	②福祉タクシー利用券と同じ

【手続きに必要なもの】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

※ ③ 自家用車燃料費助成券は手帳に加え、車検証、自動車検査証記録事項(電子車検証の場合)と運転免許証が必要。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

4 交通運賃の割引

(1) バス・地下鉄運賃割引

〈身体障害者手帳または療育手帳等をお持ちの方〉以下の提示により、運賃の割引が受けられます。

① 身体障害者手帳 ② 療育手帳 ③ 特別運賃割引証 ④ 福祉児童運賃割引証

※市バス・地下鉄では障害者手帳アプリなど手帳の交付を受けていることを証するものの提示でも割引が受けられます。

【対 象】

交通機関	運賃の種別	本人	介護者・付添人(※)
市バス	普通旅客運賃	50%引	50%引
	定期旅客運賃	30%引(大人のみ)	30%引(大人のみ) ※大人通学定期は割引対象外
地下鉄	普通旅客運賃	50%引	50%引
	定期旅客運賃	23.1%引(大人のみ) ※大人通学定期は割引対象外	23.1%引(大人のみ) ※大人通学定期は割引対象外
宮城交通	普通旅客運賃	50%引	50%引(所有者本人が2種の場合を除く)
	定期旅客運賃	30%引(大人のみ)	30%引(大人のみ。所有者本人が2種の場合を除く)

※ 特別運賃割引証または福祉児童運賃割引証をお持ちの方の付添人は、付添人用の割引証が必要。
 〈精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方〉

精神障害者保健福祉手帳(宮城交通は、宮城県または仙台市が発行する手帳に限る)の提示により、運賃の割引が受けられます。

※市バス・地下鉄では障害者手帳アプリなど手帳の交付を受けていることを証するものの提示でも割引が受けられます。

【対 象】

交通機関	運賃の種別	本人	介護者
市バス	普通旅客運賃	50%引	50%引
	定期旅客運賃	30%引(大人のみ)	30%引(大人のみ) ※ 大人通学定期は割引対象外
地下鉄	普通旅客運賃	50%引	50%引
	定期旅客運賃	23.1%引(大人のみ) ※ 大人通学定期は割引対象外	23.1%引(大人のみ) ※ 大人通学定期は割引対象外
宮城交通	普通旅客運賃	50%引	—

【問 合 先】 仙台市交通局案内センター【電話】 222-2256 【FAX】 224-5126
宮城交通本社【電話】 771-5310

〈福祉割引用 **icsca**〉

仙台市交通局で発売している IC カード乗車券で、市バス・地下鉄をご利用になる際に、自動的に福祉割引が適用された運賃のお支払いができます。

【対 象】

次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・被爆者健康手帳をお持ちの方
- ・児童福祉施設等に入所などをしている方



▲二次元コード
(交通局ホームページ)

【購 入】

・仙台市交通局の定期券発売所、バス営業所・出張所にて、1,000 円(チャージ額 500 円+デポジット 500 円)からご購入いただけます。

※発売場所や営業時間等は二次元コードからご参照ください

- ・購入や更新時には、身体障害者手帳などの本人確認のための証明書が必要です。
- ・代理人の方が購入する場合には、代理人の本人確認のための証明書(運転免許証など)も必要です。

【注意事項】

- ・お一人様 1 枚のみの発行になります。
- ・宮城交通・ミヤコーバスでご利用になる際には、福祉割引の対象者が仙台市交通局と異なるため、自動精算できませんので、運賃箱にタッチする前にバス乗務員に身体障害者手帳などを提示ください。また、JR 線・仙台空港アクセス線では、福祉割引の対象者が異なるため、福祉割引用 **icsca** を利用することができません。
- ・福祉割引用 **icsca** には有効期限(毎年 10 月 31 日)があります。有効期限の更新は、10 月 1 日以降、地下鉄駅窓口(通用期間内の定期券の場合を除く)、仙台市交通局の定期券発売所、バス営業所・出張所で行うことができます。更新時には、身体障害者手帳などの本人確認のための証明書が必要です。
- ・ご乗車の際に、身体障害者手帳などの提示をお願いする場合があります。手帳などは必ず携帯してください。
- ・福祉割引用 **icsca** には、小児用、介護人や付添人用がありません。お手数ですが、小児のお客様は小児用 **icsca** を、介護人や付添人のお客様は大人用 **icsca** をご購入のうえ、降車の際に地下鉄駅係員またはバス乗務員へお申し付け、割引運賃の適用を受けてください。

【問 合 先】 仙台市交通局案内センター【電話】 222-2256 【FAX】 224-5126

(2) タクシー運賃割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方の運賃が1割引になります。

【利用方法】 乗車時に手帳所持者である旨を告げ、運賃支払い時、運転手に手帳を提示してください。

※ 手帳に貼付されている写真による本人確認ができない場合は、割引の対象になりません。

【問 合 先】 宮城県タクシー協会仙台地区総支部 【電話】 256-0356

(3) JR旅客運賃割引

身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、乗車券等の額が5割引になります。

【対 象】

種別	割引適用乗車券	割引率			備 考
		単独	介護付		
			本人	介護者	
第1種	普通乗車券	5割	5割	5割	単独時は片道100kmを超える場合
	定期乗車券 (12歳以上) 普通急行券 普通回数乗車券	—	5割	5割	急行券は特別急行券を除く
	定期乗車券 (12歳未満)	—	—	5割	障害者が12歳未満の小児の場合、本人の小児定期乗車券は割引の対象外
	普通乗車券	5割	—	—	片道100kmを超える場合
第2種	定期乗車券 (12歳未満のみ)	—	—	5割	障害者が12歳未満の小児の場合、本人の小児定期乗車券は割引の対象外

〈第1種〉 身体障害者手帳：視覚1～3級、4級の一部、聴覚2～3級、肢体1級、2・3級の一部、ぼうこう、直腸の4級を除く内部障害1～4級

・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳：1級

〈第2種〉 ・第1種以外の身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

※ 詳細については、P25～26の【身体障害者障害程度等級表】の項目をご覧ください。

【問 合 先】 JR 東日本お問い合わせセンター

【電 話】 050-2016-1600(6:00～24:00、年中無休)

(他の民営鉄道についてもJRに準じて割引を行っているところもありますので、利用の際は各会社にお問い合わせください。)

(4) 航空運賃割引

一部の航空会社の国内線区間の航空運賃が割引になります。割引額が区間等によって異なる場合や、他の割引サービスとの併用ができない場合もありますので、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

【対 象】 満12歳以上の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳所持者とその介護者1名

【手 続】 航空券の購入及び搭乗手続きの際、割引適用に必要な手帳または「身体障害者手帳確認登録済み」のマイレージカードを提示。(※)

※ 手帳の提示を求められる場合があるため、手帳は常に携帯してください。

【問 合 先】 各航空会社

(5) 旅客船運賃割引

国内の各旅客航路を利用する場合に、運賃が割引されます。ただし、船会社により割引の内容が異なりますので利用の際は各船会社へお問い合わせください。

- 【対 象】 (1) 身体障害者手帳をお持ちの方及び介護者(おひとりまで)
(2) 療育手帳をお持ちの方及び介護者(おひとりまで)
(3) 精神障害者保健福祉手帳(1～3級)をお持ちの方及び介護者(おひとりまで)

【問 合 先】 各船会社

5 有料道路の通行料金割引

前もって各区役所・宮城総合支所障害高齢課から通行料金割引の認定を受けている身体障害者手帳または療育手帳を料金所係員に提示することにより、有料道路の通行料金の割引を受けられます。(ETCご利用の場合は、あらかじめETCの利用登録を行う必要があります。)

【対 象】

(1) 運転形態

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方が運転する場合
- ② 第1種障害者が同乗する場合
- ※ 第1種障害者についてはP44【JR旅客運賃割引】の項目をご覧ください

(2) 自動車

原則として障害のある方本人または本人の親族等が所有するもの。障害のある方1人につき1台に限ります。ただし、自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されない場合でも、要件を満たす自動車は割引の対象となります。

詳細な要件等については、問合先をご確認いただき、お問い合わせください。

※ 車種要件等により、登録できない自動車があります。(事業用自動車、乗合タクシー、デマンドタクシー、軽トラック等)

【割 引 率】 通常料金の約 50%(通常料金を半額にした際に、端数が生じる場合は、お支払い額を10円単位で切り上げます。)

なお、重複して適用されない割引があります。

【手 続】

(1) ETCを利用しない場合

前もって各区役所・宮城総合支所障害高齢課に申請(有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書)し、所定の手続(手帳の所定の箇所に、自動車ナンバー及び割引有効期限を記載したシール)を受けてください。

※ 自動車を事前登録されない場合は「自動車登録なし」とシールに記載されます。

(2) ETCを利用する場合

「(1)ETCを利用しない場合」の手続に加え、「有料道路障害者割引申請書兼ETC申請証明書」の発行を受け、ETC利用申請の手続を行ってください。「(1)ETCを利用しない場合」と同一の申請書において、使用するETCカード、ETC車載器を登録していただきます。

【手続に必要なもの】

- ① 身体障害者手帳または療育手帳
- ② 登録を希望する自動車の自動車検査証(車検証)
- ③ 住民票等(要否は手続きいただく窓口を確認)
- ④ 割賦契約書またはリース契約書(車が割賦購入または長期リース車両の場合)
- ⑤ ETC カードまたは ETC パーソナルカード(原則として障害のある方本人名義のもの)
- ⑥ ETC 車載器の「ETC 車載器セットアップ申込書・証明書」等
- ⑦ 運転免許証(障害のある方本人が運転する場合のみ)
- ※ ⑤、⑥は ETC を利用する場合のみ
- ※ 新規の場合①～⑦(自動車を登録しない場合は①・⑦)、変更の場合①～⑥(自動車を登録しない場合は①)、更新の場合①～④(自動車を登録しない場合は①)が必要です。
- ※ オンラインによる申請
各種申請(新規・変更・更新)手続きが、ETC 利用申請者を対象にオンラインで申請できます。
オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>

【利用方法】

(1) ETCを利用しない場合

有料道路を手帳に記載された自動車で行き、料金を支払う際に手帳を提示して、料金所係員の確認を受けたいので、所定の料金をお支払いください。

(2) ETCを利用する場合

「有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書」で登録したETCカード、ETC車載器、自動車で行ってください。なお、ETCレーンが点検等により使用できない場合は、ETCカードと通行券と手帳を料金所係員に提示してください。手帳の提示がない場合は、割引となりませんので必ず手帳を携帯するようにしてください。

(3)事前に登録されていない自動車で行く場合

ETC 登録の有無に関わらず、料金所の係員に手帳を提示してご利用ください。ETC 専用レーンやスマートインターチェンジは利用できません。

また、ETC 利用登録者は、登録済みの ETC カードを必ず携帯してください。料金所係員から提示を求められる場合があります。

※ [(1)、(2)、(3)に共通] 出口で料金精算機を利用する場合は、手帳をご準備いただき、料金精算機に設置している係員呼出しレバーを下げ、インターホンによる係員の説明にそって通行料金の精算をしてください。

※ ETCでのご利用が可能となる日(書面にて通知する日)より前に有料道路を利用する場合は、出口料金所で係員のいるブースで手帳を提示し、割引を受けてください。出口をETCで走行した場合は、障害者割引が適用されませんので、ご注意ください。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

【制度に関する問合先】 NEXCO 東日本お客さまセンター 【電話】 0570-024-024

(IP電話からのお問合せは【電話】 03-5308-2424)

6 駐輪場定期利用料の減免

市営駐輪場の定期利用料が半額に減免されます。(一時利用、回数券利用は減免対象になりません)

【対 象】 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【手 続】 定期利用を申請(受付期間 当月 25 日から翌月 5 日まで)する際、駐輪場の管理人に手帳を提示し手続きしてください。

【問 合 先】 建設局道路管理課 【電話】 214-8371

7 身体障害者使用自転車の認定

対象となる自転車は、仙台市自転車等放置防止条例に基づく撤去の対象から2時間に限り除外されます。ただし、交通に支障のある場所への駐輪は除外されません。また、利用可能な駐輪場がある場合は、必ず駐輪場をご利用ください。

【対 象】 下肢・体幹・移動・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫・肝臓機能の身体障害者手帳をお持ちの方(等級区分なし)

【手 続】 お住まいの区の区役所・宮城総合支所障害高齢課・秋保総合支所保健福祉課に利用者として自転車を事前に申請し、審査を受けてください。認定された方には、利用者を確認する「自転車証」と自転車に貼付するステッカーが郵送されます。自転車証の有効期間は発行日から3年間で、更新には再度申請が必要です。対象となる自転車は、防犯登録されている必要があります。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

8 市営駐車場等駐車料金の減免

市営駐車場または市営施設等の有料駐車場の駐車料金が、一部減免となる場合があります。

【対 象】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が運転または同乗する自動車

(1) 1 時間分無料

駐車場	電話番号
二日町駐車場	261-6036
勾当台公園地下駐車場	266-3813
八木山動物公園駅駐車場	397-6228
泉中央駅前駐車場	218-2650

※ 上記駐車場(泉中央駅前駐車場地下階を除く)にはエレベーターを設置しておりますが、移動に際してご不便をお感じになる場合は、場内の係員にご相談ください。

(2) 施設利用の際に無料

※一部除外とさせていただくことがありますので窓口にてご確認ください。

駐車場	電話番号
カメイアリーナ仙台(仙台市体育館)	244-1111
本山製作所青葉アリーナ(青葉体育館) 本山製作所仙台市武道館(仙台市武道館)	717-1191
新田東総合運動場(元気フィールド仙台)	231-1221

【手 続】 駐車場管理室または施設事務室に、駐車券と手帳を提示してください。
障害者手帳アプリ「ミライロ ID」のご提示でも利用が可能です。

9 駐車禁止除外指定車標章の交付

歩行困難と認められる身体に障害のある方等が使用または利用する自動車に対して駐車禁止除外指定車標章を交付し、公安委員会及び警察署長が道路標識、道路標示により駐車禁止とした道路において、付近に駐車する場所がないなどのやむをえない場合に限り、駐車を認めています。交付された「駐車禁止除外指定車標章」は車の前面の外部から見えやすい位置に掲示しなければなりません。

※ 標章の交付を受けた身体に障害のある方等が現に車両を使用しているときまたは、乗車しているときに限り駐車することが認められます。ただし、法定の駐車禁止場所及び駐停車禁止場所については対象外となります。

【有効期間】 最長 3 年

【対 象】

(1) 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、歩行が困難と認められる方(本人に標章交付となります)

障害の区分		障害の級別(身体障害者)	重度障害の程度(戦傷病者)
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2 級及び 3 級	
平衡機能障害		3 級	
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1 級から 4 級までの各級	
体幹障害		1 級から 3 級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	—
	移動機能	1 級及び 2 級	—
心臓機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこうまたは直腸の機能障害			
小腸機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級	—
肝臓機能障害			特別項症から第三項症までの各項症

以上のほか、

- ・下肢機能障害(5級及び6級)
- ・脳病変運動機能障害(3級及び4級)
- ・平衡機能障害(5級)

の方につきましては、医師の『意見書』により前表の障害者と同程度の歩行困難と認められた場合に交付の対象となりますので、あらかじめ最寄りの警察署にお問い合わせください。

(2) 療育手帳Aをお持ちの方(本人に標章交付となります)

(3) 精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方(本人に標章交付となります)

- (4) 紫外線要保護者(色素性乾皮症患者)で昼間(日出時から日没時まで)に移動される方
(本人に標章交付となります)

【申請に必要なもの】

- ・紫外線要保護者以外の方は、当該手帳の写し1部
- ・紫外線要保護者の方は、小児慢性特定医療費医療受給者証の写し1部
- ・車検証の写し1部
- ・主に運転する方の運転免許証の写し1部
- ※ 申請書は警察署交通課に備えてあります。
- ※ 申請時に手帳等の原本を確認されることがありますので持参してください。

【注意事項】

駐車により交通に危険を生じさせる場所、または交通を著しく阻害する場所には駐車しないでください。交通の状況により、車の移動が必要になる場合がありますので、連絡先を記載したメモを標章とともに提示してください。本来の目的に反し、不正に使用された場合、標章の返納を求める場合があります。

【問 合 先】 管轄警察署交通課

名称	電話番号
仙台中央警察署	222-7171
仙台南警察署	246-7171
仙台北警察署	233-7171
仙台東警察署	231-7171
泉警察署	375-7171
若林警察署	390-7171

10 宮城県ゆずりあい駐車場利用制度

「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」は、公共施設や商業施設などの障害者等用駐車区画について対象者の方以外の不適正な利用の抑止を図るために、歩行が困難な障害者の方などに障害者等用駐車区画の利用証を宮城県が交付する制度です。対象となる駐車区画を利用する際には、車内に宮城県から交付された利用証を掲示する必要があります。

【対 象 者】 身体障害者や要介護認定を受けた者、妊産婦、けが人などに該当する方で歩行が困難な方など

【対象区画】 駐車区画(対象区画)は、「車いす使用者優先区画(幅広の区画)」と「ゆずりあい区画(通常幅の区画)」の 2 種類があります。駐車区画(対象区画)には、対象区画であることを標示するステッカーが掲示されています。

【申請方法】 ① 郵送での申請: 県庁で受付

② 窓口での申請: 県庁及び県の各保健福祉事務所(地域事務所)で受付

※ 申請手数料は無料です

○利用証を交付する対象者の基準

対象者区分			交付要件	有効期間	
身体障害者	視覚障害		4級以上	なし	
	聴覚障害		3級以上		
	平衡機能障害		5級以上		
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		2級以上
	移動機能		6級以上		
	内部障害	心臓機能障害			4級以上
		じん臓機能障害			4級以上
		呼吸器機能障害			4級以上
		ぼうこう又は直腸の機能障害			4級以上
		小腸機能障害			4級以上
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			4級以上
肝臓機能障害		4級以上			
知的障害者			療育手帳「A」	なし	
精神障害者			精神障害者保健福祉手帳「1級」		
難病患者			特定疾患医療受給者 特定医療費(指定難病)受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	なし	
要介護認定を受けた者			要介護状態区分が「要介護1」以上	なし	
妊産婦			妊婦7か月～産後1年 ※産後は乳児同乗の場合に限る	同左	
けが人または病気の者等			医師の診断書等により、移動に配慮が必要であることを確認できる者	医師の診断書等による必要期間以内	

【問 合 先】 宮城県社会福祉課地域福祉推進班 【電話】 211-2519 【FAX】 211-2594

11 リフト付自動車の運行

公共交通機関の利用が困難な方を対象に、車椅子を乗せられるリフト付き自動車による送迎を行っています。

※ 利用にはあらかじめ登録が必要です。

【料 金】 走行距離に基づく利用料等

【問 合 先】 仙台市障害者福祉協会 【電話】 266-0294 【FAX】 266-0292

12 スロープ付路線バスの運行

車椅子利用のための事前予約は必要ございませんが、事前にお申し込みいただいた場合には低床車両(ワンステップ・ノンステップ)を手配いたします。ご利用日時が決まっている場合は、できる限り担当している営業所に電話またはFAXでご連絡をお願いいたします。

低床車両(ワンステップ・ノンステップ)は、車椅子に乗車したままスロープ板を使用してご利用いただけます。

鶴ヶ谷南光台線・南光台循環線の小型コミュニティバスでは、車椅子の方が乗り降りできるバスを運行しています。乗車可能なバス停は、南光台循環線(コミュニティバス)経路図でご確認ください。詳しくは七北田出張所(【電話】372-3201)へお問い合わせください。

【注意事項】

ツースtep車両は、スロープ板がありませんので、ご同行の方や他のお客様に乗降のご協力をお願いしております。ただし、車内のお客様からご協力が得られないときは、運転者ひとりで車椅子利用者の安全な乗車を行うことが難しいため、その旨を説明しお断りする場合がございます。

車内が満員の場合や既に車椅子のお客様がご乗車している場合は、ご利用いただけない場合がございます。

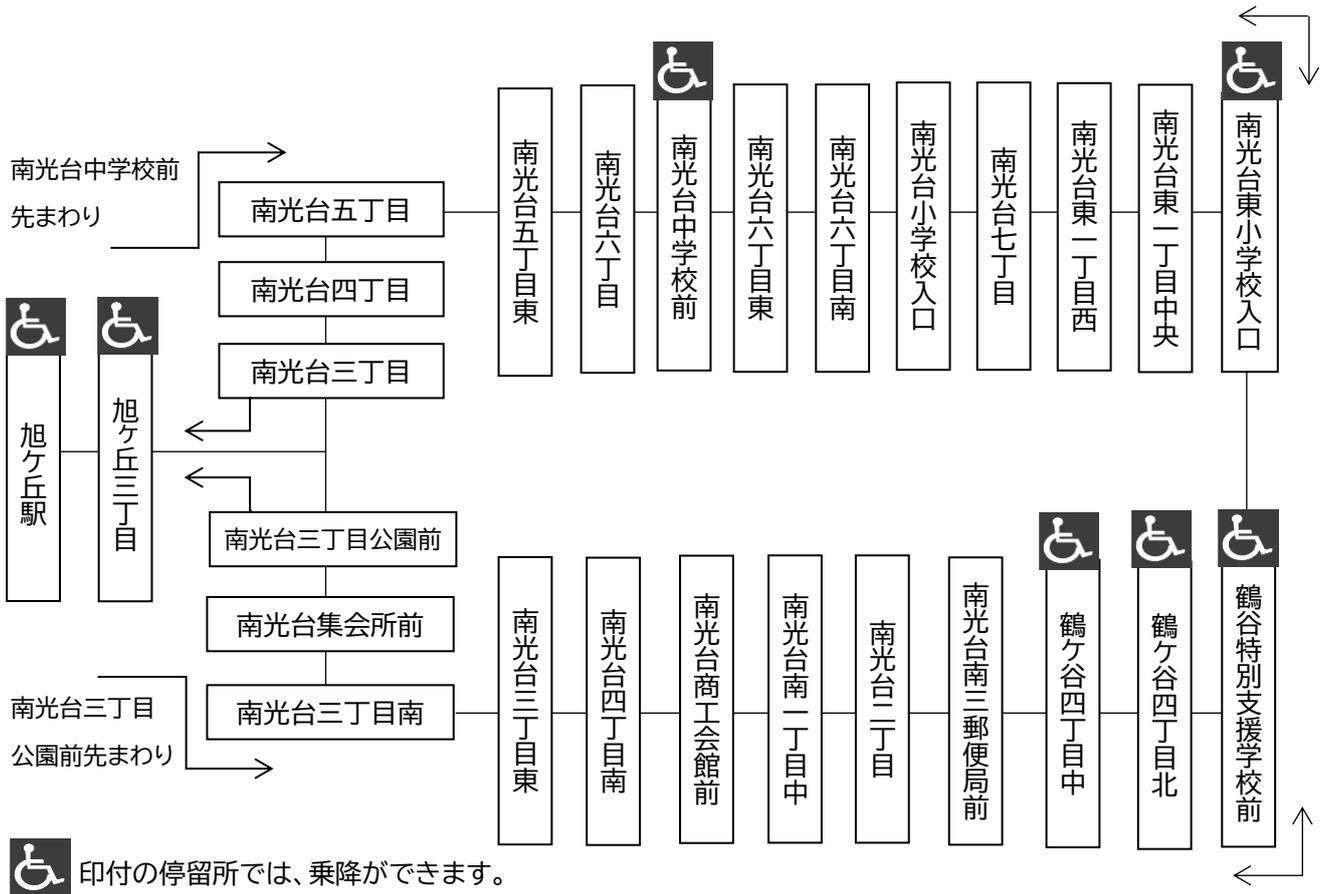
道路や歩道幅の状況により安全にご乗車いただけない場合は、お断りする場合がございます。シニアカー(電動三輪車・四輪車)は、車内で安全に固定・移動することが困難ですので、ご乗車はご遠慮ください。

【問 合 先】 仙台市交通局自動車部

名称	電話番号	FAX
自動車部運輸サービス課	712-8318	224-5510
川内営業所	221-3326	213-9122
長町営業所	248-2514	248-1551
実沢営業所	379-2422	379-2423
霞の目営業所	286-2131	286-2132
東仙台営業所	251-1420	251-2045
白沢出張所	392-2557	392-2557
七北田出張所	372-3201	372-3202

※ FAXの場合は、お名前・ご連絡先の他、ご利用日、ご利用バス停、ご利用時間並びに行き先を記入してください。

◆ 南光台循環線(コミュニティバス)経路図

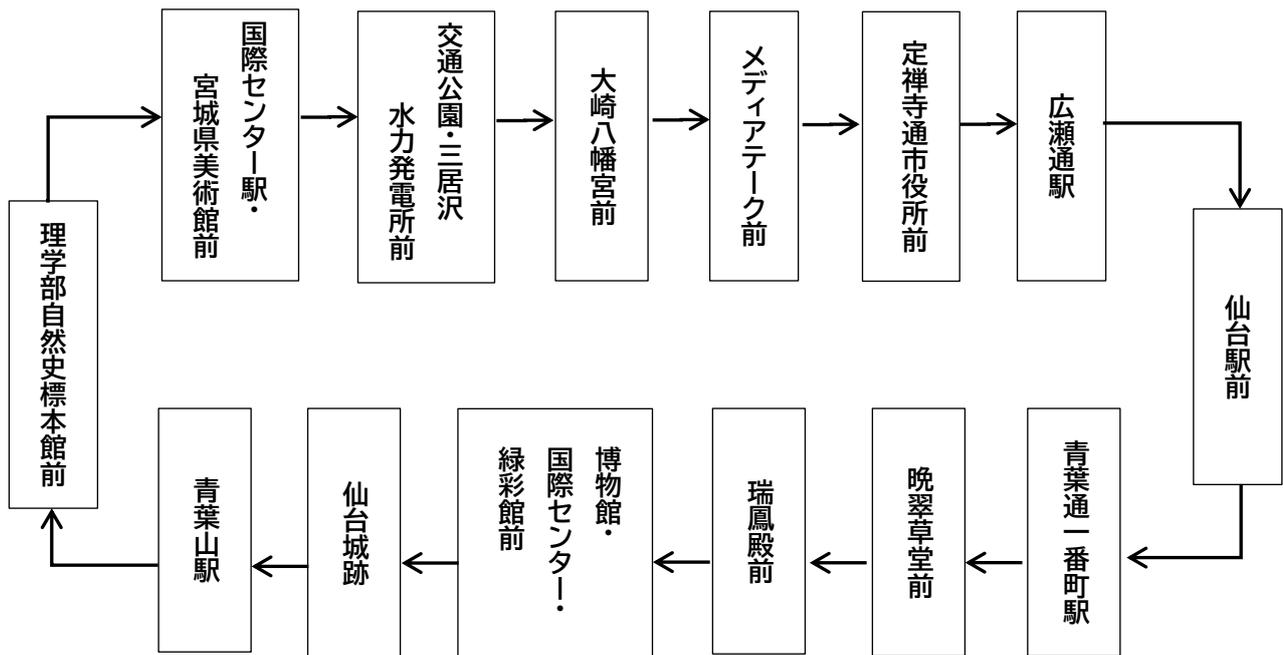


印付の停留所では、乗降ができます。

【お 願 い】 複数でご利用の場合、ご乗車になれない場合もございますので、お手数でも乗車日、時刻、区間、人数等を事前にご連絡いただければ幸いです。

【連 絡 先】 七北田出張所【電話】 372-3201

◆ 「るーぐる仙台」運行経路図



※ 仙台駅前のバス停留所は、仙台駅西口バスターミナル16番のりばとなります。

※ るーぐる仙台も車椅子に乗車したままで、ご利用いただけます。

13 リフト付タクシー・寝台タクシー

車椅子や移動用ベッドのままで利用できるタクシーがあります。乗車定員・料金の詳細は各タクシー会社へお問い合わせください。(福祉タクシー利用券及び身体障害者手帳・療育手帳提示による割引が利用できます。)

	会社名	電話番号	備考
青葉区	介護福祉タクシーアクセス	0120-701-676	スロープ付あり
	介護福祉タクシーダックス	080-1851-1566	スロープ付あり ストレッチャーあり
	(合同)サポートサービスオレンジ	090-6626-1911	リフト及びスロープ付あり
	宮城県仙台市救急患者搬送センター 介護タクシー.com	022-200-2346	スロープ付あり、標準車イス無料貸出あり、 寝台ストレッチャーあり
	福祉タクシー FORESTHOPE	090-9749-7709	標準車椅子及びフルリクライニング車椅子あり AED 装備
	民間救急介護タクシーあいベリー	090-8336-2323	スロープ付あり、寝台ストレッチャーあり 酸素・AED あり、車イス無料貸出あり
宮城野区	仙台民間救急サービス	022-218-2233	ストレッチャーあり、車いすでの乗車可能
	(株)仙台介護タクシー	022-290-0014	リフト及びスロープ付あり
	仙台中央タクシー(株)	022-232-5744	リフト及びスロープ付あり
	たかさごケアタクシー	070-1146-1285	スロープ付あり、ストレッチャー及びリクライニ ング車イスあり、標準車イス無料貸出あり
	(株)フタバタクシー	022-236-9361	リフト及びスロープ付あり
	仙台民間救急サービス	022-218-2233	ストレッチャーあり、車いすでの乗車可能
若林区	介護タクシーすだちの里	080-2812-3627	リフトあり ストレッチャーあり 車いす無料貸出あり
	介護福祉タクシーせせらぎ	0120-954-161	スロープ付あり ストレッチャーあり
	介護福祉タクシー ハナミズキ	0120-055-038	スロープ付あり、ストレッチャー及びリクライニ ング車イスあり、標準車イス無料貸出あり
	さくら介護タクシー仙台	0120-925-848	リフトあり、ストレッチャーあり 標準車イス無料貸出あり
	(有)三ツ矢交通	022-762-7899	リフト及びスロープ付あり、寝台車あり
太白区	(株)イーズ	022-393-8104	リフト及びスロープ付あり、寝台車あり
	SENDAI CARE TAXI 山	070-4572-0804	スロープ付き、院内付添い可能
泉区	介護タクシーつばさ	022-347-3633	リフト及びスロープ付あり、寝台車あり
	さくらのタクシー	090-7070-7055	リフト及びスロープ付あり、ストレッチャー及び フルリクライニング車イスあり、 標準車イス無料貸出あり
	宮城アンビュランスサポート	070-5321-0524	スロープ付あり、寝台ストレッチャーあり リクライニング車イス無料貸出あり 酸素・吸引器・AED 標準装備、24 時間対応可能